

身体拘束等の適正化のための指針

多機能型障害者就労支援事業所
わーくりんく宝石台

(施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

多機能型障害者就労支援事業所わーくりんく宝石台(以下「事業所」)においては、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めるものとする。

(身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項)

1. 身体拘束適正化検討委員会の設置

事業所では、身体拘束等の廃止に努める観点から身体拘束適正化検討委員会を設置する。同委員会の運用については、虐待防止委員会と一体的に行うものとする。

2. 目的

- (1) 法人事業所内での身体拘束等廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- (2) 身体拘束等を実施せざるを得ないか否かについての検討及び手続きの検討
- (3) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (4) 身体拘束等の適正化に関する職員全体への指導及び研修の実施
- (5) 身体拘束等に係る事例の収集と分析

3. 委員会の構成とその役割

委員会は虐待防止委員会委員で構成するものとし、委員長は虐待防止責任者(虐待防止規程第5条)とする。ただし、委員会の協議事項等の状況に応じ、当日出勤者での開催(小委員会)とすることもできる。

4. 身体拘束適正化委員会の開催

- (1) 身体拘束等適正化委員会は、虐待防止委員会開催時に同時に開催するものとする(年1回以上)。
- (2) 不適切な身体拘束等が行われたと判断された場合は、随時開催する。
- (3) 委員会開催後は、同委員会における検討内容や審議結果等を全職員へ周知徹底する。

(身体拘束等の適正化のための職員に対する研修に関する基本方針)

全職員を対象に、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、事業所における指針に基づき、年1回以上の研修を行う。また、新規採用者には採用時に必ず研修を行う。

(施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針)

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化検討委員会に報告するものとする。この際、委員長が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとする。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

① 組織による決定と個別支援計画への記載

- ・やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、支援決定会議において組織として慎重に検討・決定する。
- ・身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書の備考欄に記載する。

② 本人・家族への十分な説明

- ・身体拘束等の目的、理由、内容、拘束時間又は時間帯、期間、場所。改善に向けた取り組み方法などを丁寧に説明し、十分な理解が得られるようにする。説明は管理者が行う。
- ・事前に身体拘束等の実施について、ご利用者本人やその家族から同意を得ている場合においても、実際に身体拘束等を行う時点で必ず再度説明し理解を得る。

④ 行政への相談、報告

- ・身体拘束等を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政機関に相談、報告する。

⑤ 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、様式2「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討する。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の支援決定会議で報告する。

(指針の閲覧)

本指針は、事業所内に掲示等するとともに、運営法人のホームページに掲載する。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。